

令和 5 年 2 月 8 日付 4 政戦広第 1458 号
令和 5 年 3 月 31 日付 4 政戦広第 1741 号改正
令和 5 年 8 月 18 日付 5 政戦広第 758 号改正
令和 6 年 6 月 19 日付 6 政戦広第 593 号改正
令和 6 年 10 月 31 日付 6 政戦広第 1387 号改正
令和 7 年 3 月 31 日付 6 政戦広第 2354 号改正

東京都 X（旧 Twitter）アカウント運用ガイドライン

第 1 趣旨

当ガイドラインは、「東京都 X（旧 Twitter）アカウントポリシー」の「2 都アカウントの運用方針」に係る、X（旧 Twitter）運用担当者向けのガイドラインとする。

第 2 基本事項

1 当ガイドラインを適用する東京都 X（旧 Twitter）アカウント（以下「都アカウント」という。）は、以下の 18 アカウントとし、これらのアカウントの管理者は政策企画局戦略広報部戦略広報課（以下「当課」という。）とする。

- (1) 東京都
- (2) 東京都 防災
- (3) 東京都 くらし・住まい
- (4) 東京都 健康・医療
- (5) 東京都 高齢者・福祉
- (6) 東京都 子供・教育
- (7) 東京都 スポーツ
- (8) 東京都 文化・芸術
- (9) 東京都 環境・自然
- (10) 東京都 観光
- (11) 東京都 産業・仕事
- (12) 東京都 デジタル・最新技術
- (13) 東京都 インフラ・まちづくり
- (14) 東京都 水道・下水道
- (15) 東京都 都営交通
- (16) 東京都 行財政
- (17) 東京都 島しょ
- (18) Tokyo Gov

2 都アカウントでポスト・リポスト・引用（以下「投稿」という。）を行う際、投稿文案の作成及び決定は、各局各部・課（以下「各部課」という。）が行うも

のとする。

- 3 各部課及びその委託事業者は、投稿内容に応じて、都アカウントのうち「(1) 東京都」と「(15) 東京都 都営交通」を除いた全てのアカウントで投稿を行うことができる。
- 4 「(1) 東京都」アカウントでの投稿は、当課のみが行うものとし、各部課において本アカウントでの投稿が必要と認める場合、各部課は、各局広報担当を経由して当課の担当者に投稿を依頼するものとする。また、「(15) 東京都 都営交通」アカウントでの投稿は、原則、交通局のみが行う。
- 5 投稿を行う際は、原則、業務用端末により X (旧 Twitter) 投稿管理・分析ツール（以下「X 投稿ツール」という。）を用いて投稿する。
ただし、緊急時に X 投稿ツールが使用できないときなど、やむを得ない場合は、当課に事前申請した業務用端末に限り、都アカウントに直接ログインし投稿できるものとする。

第3 投稿について

- 1 投稿者は、原則、X 投稿ツールの承認機能を用いて承認者に承認申請を行い、承認を経た上で投稿するものとする。承認者は、原則、各局広報担当課長とする。ただし、委託事業者が投稿をする場合は、委託元の課の課長を承認者としてすることができる。また、「(1) 東京都」アカウントでの投稿の承認者は、原則、当課の課長とする。
- 2 休日・夜間の投稿や緊急性のある投稿など迅速性が求められる投稿や、定例・定型的な投稿などは、承認者の判断にて、X 投稿ツールの承認機能を用いない方法による承認を経た上で行うことができる。
- 3 投稿にあたっては、都民がより詳細な情報（投稿内容にかかる問い合わせ先を含む）を得られるよう、極力、投稿内容に関する情報を掲載したホームページへのリンクを記載するものとする。

第4 リポスト・引用・「いいね」について

- 1 以下のアカウントのうち、都民に広く拡散させる必要があると認められる適切な情報について、必要に応じてリポスト、引用、「いいね」（以下「リポスト等」という。）をすることができる。
 - (1) 公共性のあるアカウント
 - (2) 都政に関わりのある企業・団体のアカウントで、その企業・団体が特定できるもの
 - (3) 都政に関わりのある個人のアカウントで、その個人が特定できるもの
- 2 原則、以上(1)～(3)以外のリポスト等は行わないものとする。ただし、事業の運営にあたり必要で、他に代替手段が無く、X (旧 Twitter) の当機能を使わざるをえない場合は、当課に相談するものとする。

第5 フォローについて

- 1 都アカウントでは、国・地方公共団体又は公共性の高い機関のアカウント等について、必要に応じてフォローすることができる。
- 2 フォローは当課にて行うため、他アカウントを新規にフォローする必要がある際は、当課に相談するものとする。

第6 返信（リプライ）・ダイレクトメッセージについて

都アカウントからの返信（リプライ）及びダイレクトメッセージは、原則行わないものとする。ただし、事業の運営にあたり必要で、他に代替手段が無く、X（旧 Twitter）の当機能を使わざるをえない場合は、当課に相談するものとする。

第7 他アカウントからの返信・ダイレクトメッセージへの対応について

- 1 都アカウントでは、他アカウントからの返信・ダイレクトメッセージについては原則対応しない。
- 2 以下のような返信やダイレクトメッセージ等があった場合には、当課にて、返信の非表示や、アカウントのブロック等の対応をとるものとし、必要に応じて X（旧 Twitter）社へ報告を行う。
 - (1) 法令等に違反する又は違反するおそれがあるもの
 - (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
 - (3) 政治又は宗教の活動を目的とするもの
 - (4) 東京都又は第三者が保有する著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害するもの
 - (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
 - (6) 人種、思想、信条等を差別する又は差別を助長させるもの
 - (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - (8) 虚偽又は事実と異なるもの
 - (9) 本人の承諾なく個人情報に掲載する等、プライバシーを害するもの
 - (10) 有害なプログラムを使用若しくは提供するもの。またその恐れのあるもの
 - (11) 1 から 10 までの内容を含むホームページへの誘導を目的とするもの
 - (12) 上記のほか、当課が不適切と判断したもの

第8 情報セキュリティ対策

- 1 都アカウントのパスワードは、当課において1年に1回以上、変更する。
- 2 都アカウントが乗っ取られたと認められる場合は、次により対応する。
 - (1) パスワードを変更する。
 - (2) 発信内容の送信履歴を確認し、心当たりのない履歴があれば削除する。また、フォロワーやダイレクトメッセージの送信先に対して、アカウントが乗っ取られていたことをポスト等により知らせる。
 - (3) 必要に応じて X（旧 Twitter）社への報告等を行う。

3 都アカウントのなりすましアカウントが発生した場合は、次により対応する。

(1) なりすましアカウントがあることを注意喚起するポストを行う。

(2) 必要に応じて X (旧 Twitter) 社への報告等を行う。

変更履歴

1 このガイドラインは、令和 5 年 2 月 8 日から施行する。

2 このガイドラインの一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

3 このガイドラインの一部改正は、令和 5 年 8 月 18 日から施行する。

4 このガイドラインの一部改正は、令和 6 年 6 月 19 日から施行する。

5 このガイドラインの一部改正は、令和 6 年 10 月 31 日から施行する。

6 このガイドラインの一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。